



明治学院大学機関リポジトリ
<http://repository.meijigakuin.ac.jp/>

Title	信義則とその基層にあるもの
Author(s)	平田, 勇人; HIRATA Hayato
Citation	
Issue Date	2006-10-20
URL	http://hdl.handle.net/10723/2898
Rights	

平田勇人 博士学位（論文博士）審査報告

2016年10月12日
審査委員長 加賀山茂

表記の博士学位審査請求に関し、審査委員会では論文審査を行った結果、全員一致で合格と判定しましたので、ここにご報告します。

- ・請求者氏名 平田 勇人
- ・論文題目 単著『信義則とその基層にあるもの』（成文堂，2006年10月20日）
The Principle of Good Faith and What Underlies the Principle
- ・参考論文 単著「調停の科学—信義則と調停の基層」朝日法学論集第44・45号合併号1～61頁（2013年10月10日）
The Art of Conciliation — the Basis of Good Faith and Conciliation

- ・審査委員会
委員長 加賀山 茂 (法学部教授) 印
委員 櫻井 成一郎 (法学部教授) 印
委員 畑 宏樹 (法学部教授) 印

I 審査内容

1. 論文の趣旨と構成

平田勇人氏の博士学位申請論文『信義則とその基層にあるもの』（成文堂，2006年10月20日）は、292頁の学術論文（モノグラフィー）である。また、副論文として提出された「調停の科学—信義則と調停の基層」朝日法学論集第44・45号合併号1～61頁（2013年10月10日）は、61頁の雑誌論文である。本論文、および、副論文の構成、および、文献一覧等も論文作法に則っている。そこで、以下では、内容面の検討に入る。

2. 本論文及び副論文の概要

2-1. 本論文の概要

平田氏は、信義則に基づく法的推論について、科学的方法（述語論理を中心とする論理

学)に裏付けされた手法でその構造を解明する点に特色を持たせて研究を推進している。例えば、信義則うち、「禁反言の原則」を例にとりて、①当事者が訴訟上または訴訟外で一定の態度をとり、後にこれと矛盾する訴訟上の行為をしようとする事(A:行為矛盾)、②相手方が先行の態度を信頼し、これに基づきすでに自己の法的地位を決めた事(B:相手方の信頼)、③矛盾した後行行為の効力をそのまま認めたのでは、先行行為を信頼した相手方の利益を不当に害する結果となる事(C:相手方の不利益)という三要件が備わるならば、④後行行為を不適法、または、無効とする(R:禁反言の効果、A & B & C → R)というように、言語・論理分析を信義則に適用する手法で、従来から知られている信義則に関する知識に新たな知識を付け加えるとともに、②信義則分析を社会化の観点から考察し、心理学・社会学的手法を取り入れて分析している。

経済のグローバル化に伴って、最近では国際取引に関する民事紛争も急増してきており、法的伝統や政治・経済条件にかかわらず、世界中で利用されるための衡平なルールが求められている。そうした中で、CISG(国連国際動産売買条約)をはじめ、UNIDROIT Principles(ユニドロワ国際商事契約法原則)、PECL(ヨーロッパ契約法原則)が脚光を浴びており、その重要性はますます増加している。国際取引においても、不誠実な悪意的当事者の技巧を凝らした計略によって相手方や裁判所が翻弄されることに対応・防止するために実定的規範を余すことなく規定することは困難であり、一般条項である信義則に頼らざるを得ない。ところが、信義則は多義的なために濫用のおそれもあり、信義則論における一つの有力な流れとしては、一般条項である信義則を具体化すべく、個別的な法命題に類型化して対応されている。

■ CISG(ウィーン売買条約) 第7条 [条約の解釈及び補充]

(1)この条約の解釈に当たっては、その国際的な性質並びにその適用における統一及び国際取引における信義の遵守を促進する必要性を考慮する。

■ UNIDROIT 国際商事契約原則 Article 1.7 (信義誠実および公正な取引原則)

(1)各当事者は、国際取引における信義誠実および公正な取引の原則に従って行動しなければならない。

(2)契約当事者は前項の義務を排除し、または、制限することができない。

■ ヨーロッパ契約法原則 第1:102条 (契約自由)

(1)契約当事者は、自由に契約を締結し、自由にその内容を決定することができる。ただし、信義誠実および公正な取引の原則、ならびに、本原則に規定されている強行規定に従わなければならない。

わが国の民法学においては、信義則の適用については、このような一般条項を多用するならば、民法は、信義則の一か条があるだけで足りることになってしまうとして、信義則の適用に関する濫用を戒める見解が多い。しかしその一方で、裁判所は、民法の個別の条

文をストレートに適用すると具体的な妥当性を確保できない場合には、躊躇することなく信義則に基づいて、条文の解釈を柔軟に変更したり、信義則に基づいて新たな判例法理（準則）を創設したりしており、信義則の構造と機能を明確にすることが求められてきた。しかし、信義則をその発展の歴史に遡り、その構造と機能とを個々の条文との関係で明確にする試みはほとんどないといってよい状態であった。

平田氏は、科研費補助金研究により、信義則の歴史に立ち返り、C. W. Canaris, Ch. Perelman 等の学説を参照しながら、本論文を通じて、信義則の個別的な法命題（例えば、「信頼は保護に値する」とか、「必要なことは許される」が、「最も被害の少ない方法を用いる義務がある」とか）が実はトポイ・カタログの中の法的トポスとよばれているものであり、それらは法規範の硬直した適用・思慮を欠く適用に対して指針的役割を果たし、それと同時に、体系的思考の産物であるより高次のメタルールによって制御されていることを明らかにしようとしている。

「トポス」とか「トポイ・カタログ」とかいった言葉は耳慣れない言葉であり、法律家にとって違和感を覚えるかもしれないが、トポス (topos ; 複数形は topoi) というのは、もともと（論拠等が集まる）「場所」を意味するギリシャ語であり、哲学上の概念である。簡単に言えば、法的トポスは、①法が保護し推進しようとしている基本的価値、②信義則あるいはその個別的な法命題に関するもの、③立法者や裁判官が法の定立・解釈・適用にあたって考慮しなければならない観点、④法の一般原則、⑤ラテン語で表現された格言・古諺に大別できるが、法的トポスを「法的観点（視座）」「法的論点」「法的価値」といった言葉に、そしてトポイ・カタログを「法的価値群」と読み替えると、理解が容易となると思われる。

法律の分野で問題となる法的トポスは、法文を実質的かつ具体的に個別的に理解することを重視し、形式的な熟練のみを重んじ、実質的知識、事柄についての知識をもたらさない Theodor Viehweg 教授等によって紹介されている旧来のトピックとは明らかに一線を画している。トピック的思考と体系思考は相互補完の関係にあり、法的トポスは法的推論に対して適当な指針を与え、また、裁判官が合理的で公平な解決を模索するとき利用できる知的方法を増やすことが、これまでの研究で明らかになっている。Gerhard Struck 教授に代表される体系的なトポイ・カタログを上手に活用すれば、相互に関連した法的トポスは法的価値判断をコントロールできると平田氏は考えている。

本書は、第1章「信義則に基づく法的推論」および、第2章「信義則の基層にあるもの」第3章「おわりに」で構成されている。第1章では、禁反言を中心として信義則の論理分析によるメタルールの抽出、信義則の個別的命題の体系化が扱われている。第2章では、第1章で得られた知見を踏まえて、信義則と哲学、心理学、社会学との関わりや、国際契約法、構造的思考との関係が論じられている。

2-2. 副論文（「調停の科学—信義則と調停の基層」）の概要

平田氏は、2001年4月1日から現在まで、地方裁判所と簡易裁判所の民事調停委員として実務にも携わってきた。先に紹介した主論文である『信義則とその基層にあるもの』（成文堂）を出版して以来、「信義則の基層」と「調停の基層」との通底（共通性）について裁判所実務を等しく考察してきた。その成果を取り入れて、理論を発展させ、民事調停における信義則の基層となるもの明らかにしたのが、「調停の科学—信義則と調停の基層」である。

近年、社会・経済情勢がめまぐるしく変転し、さらに個々人の権利意識の高まりや価値観の多様化を反映してか、裁判所に来られる申立人や相手方の双方に代理人の弁護士が付くことも決して珍しいことではなくなり、単に譲り合いを求めるだけでは調停が頓挫してしまい、法的判断や専門的な知見を背景にした合理性のある調停が求められて来ていると、調停実務において感じられている。こうした中で、裁判同様に、民事調停においても信義則の理念は妥当するものであり、「信義則の基層」にあるものと「調停の基層」にあるものが、決して異質なものであるということが明らかになりつつある。

このように、信義則は、民法・民事訴訟法のみならず法体系の根幹にかかわる奥深いテーマであると同時に、法情報学や知能システム科学とも深く関わっており、従来あまり本格的に取り組みされてこなかった隣接諸科学の応用の重要性が増大している。副論文は、民事調停を中心にして、このような問題に挑戦することによって、従来の解釈論の足元を見直し、わが国の信義則理論の発展に貢献しようとするものである。

3. 論文の評価

A. 本論文の目的とその到達点

本論文は、実定法上の信義則の規定の基層にあるとされるトポイ・カタログ上のトポス（法規範の根拠を提供する格言群）を分析し、それらを構造化することを通じて、民法と民事訴訟法における信義則を中心として、その意味と機能とを明らかにすることを目指した論考である。

本稿での考察対象は、民法、民事訴訟法における信義則を中心とするが、それにとどまらず、国際条約（CISG）や国際契約法原則（UNIDROIT 国際商事契約法原則，ヨーロッパ契約法原則）に規定されている信義則の分析にも及んでおり、信義則の意義と機能に関する研究として、類をみないものである。

本稿は、上記の研究対象に対する詳細な分析を通じて、信義則は、単に一般条項として特別法の間隙を埋める機能を果たしているばかりでなく、個々の条文自体に信義則の法理を具現化しているものが多数みられるばかりでなく（この点については、平田勇人氏は、「信

義則の民法条文への具体化について」朝日法学論集 40 号(2011 年 2 月)1-119 頁において、192 か条の具体的な民法条文と関連判例について、条文の中に、信義則の原理が取り込まれていることを詳しく論じている)、すべての権利の行使、義務の履行に際して、この原理が常に働いており、一般法でありながら、個々の法規範に優先して適用されるという特別の性質を通じて、様々な権利の対立・競合を調整することができることを論証している。

本稿で解明された信義則の機能は、個々の条文の適用の限界をチェックするためのメタルールとして利用できるため、法律人工知能の発展にも大きく寄与することが期待できる。

以上の研究を踏まえて、平田氏は、第一に、信義則の個別的な法命題が実はトポイ・カタログ（本稿末尾の別表 1 参照）の中の法的トポスとよばれているものであり、それらは法規範の硬直した適用・思慮を欠く適用に対して指針的役割を果たしており、同時に、それらは、以下のような、信義則のより高次のメタルールによって制御されていることを明らかにしている。

法命題 1「信義則は、明示・黙示を問わず、すべての条文の但し書きの中に存在する」

法命題 2「信義則は、明示・黙示を問わず、常に各条文に存在する特別規定である」

法命題 3「一般条項による解決こそが、大陸法において具体的妥当性と、論理の整合性を調和しうる最も特色ある解釈方法である」

第二に、本研究では、一般法的な信義則と特別法的な信義則との一見矛盾する関係について分析し、ヘーデマン『一般条項への逃避』におけるパラドックス（例えば、「信義誠実（メタルール）に基づいて裁判所の行った契約の無効に対し、契約に忠実であること（個別ルールの順守）が信義則にかなっていると訴えること」）の研究を踏まえて、このパラドックスがいかにか回避されるかについて考察し、次の法命題を抽出している。

法命題 4「信義則は、特別法的であれ、一般法的であれ、その形を法的トポスの形で現わしつつ、法解釈が間違った方向に向かないための、実践的かつ主体的な法解釈の指針として機能する」

法命題 5「成文法と信義則とは相互に補完し合い、もし信義則がなければ成文法は機能不全に陥り、逆に成文法が充実していなければ信義則もその影響を受けるという関係にある」

第三に、本稿で行った前掲法命題の分析の結果、成文法を紙幣に譬えると、信義則は紙幣の中に明示・黙示を問わず但し書きとして存在する「透かし」のような存在であり、法を組成する二つの不可欠の構成要素と考えられるとの結論を導き出している。

第四に、具体的妥当性と論理の整合性の調和について考察し、法命題 3 の具体的妥当性と論理の整合性の調和に関して、ハフト『レトリック流交渉術』によりつつ、信義則は、ボトム・アップ思考とトップ・ダウン思考のバランスを保つ際に、さらに大きな包括的メタ概念として存在し、両方の判断基準に入り込んでいることを明らかにしている。

第五に、実定法体系の基礎となっている基本的価値体系の構造に基づいてトポイ・カタログを体系化したものを、本稿においては二つの具体的事例（事例 1：剣の持ち主が錯乱状

態に陥った場合の剣の返還事例、事例 2 : Brian Dalton 事件) と関連づけながら考察し、信義則の基層にある法的トポスの構造を、Struck 教授の 64 におよぶトポイ・カタログだけでなく、他の法的トポスも取り入れながら構造化を通じて明らかにすることを試みるとともに、以下の法命題を導いている。

法命題 6 「信義則はあるときは具体的事情に即して顕現し、またあるときは法律（民法・条約）全体について一般的に覆い被さってくる法の理念なのである」

法命題 7 「一般法的な信義則と特別法的な信義則のパラドックスは、『實際上、事案の解決に適するものであれば、一般法的な信義則の適用の余地を残しておくべきである』というメタルールによって制御されることにより回避される」

以上が、本書によって明らかにされた、信義則の法解釈学的考察の到達点である。

B. 本論文の意義

本論文の意義は、信義則の基層にあるものの探究を通じて、信義則の解釈上の意味と機能とを明らかにした点にある。

従来の見解によれば、「信義則は、契約の解釈の基準ともなるが、主として、法律や契約条項に規定されている権利義務関係を、具体的な事情に応じて創造又は調整する機能を果たしている」とされてきた。本書は、一般的な知見を再確認するとともに、以下のように、まったく新しい見解をこれに付け加えている。

(1) 信義則の一般条項（メタルール）としての意味

本書によって抽出された信義則に関する法命題 6、および、法命題 5 が、この点を確認している。

法命題 6 : 信義則はあるときは具体的事情に即して顕現し、またあるときは法律（民法・条約）全体について一般的に覆い被さってくる法の理念なのである。

法命題 5 : 成文法と信義則とは、相互に補完し合い、もし信義則がなければ成文法は機能不全に陥り、逆に成文法が充実していなければ信義則もその影響を受けるという表裏一体の関係にある。

(2) 一般条項としての信義則の例外的機能（平田氏の「透かし理論」）

「一般法は特別法に劣後する」という法原則、逆からいえば、「特別法は一般法を破る」という原則は、従来の法律学においては、自明とされてきた大原則である。これに対して、本論文は、信義則は、特別法に劣後すべき一般条項であるにもかかわらず、「一般法が特別法を破る」という逆転現象を生じさせていることを法命題 1、法命題 2 によって指摘する。

法命題 1 : 信義則は、明示・黙示を問わず、すべての条文の但し書きの中に存在する。

法命題 2 : 信義則は、明示・黙示を問わず、常に各条文に存在する特別規定である。

本書では、このことを「成文法を紙幣に喰えると、信義則は紙幣の中に明示・黙示を問わず但し書きとして存在する『透かし』のような存在」であると表現している。そして、「ほ

とんどすべての条文に、信義則が但し書きの形で潜在的に存在している」という、この「透かし理論」が、本書の特筆すべき特色となっている。

(3) 信義則のパラドックスの解決（トポイ的思考の留保）

信義則における「一般法が特別法を破る」という例外現象は、信義則の基層となるさまざまなトポスの優劣関係にも影響を及ぼしており、信義則を構造化しようとする場合にも、様々なパラドックスを生じている（Canaris 教授も、『法律学における体系思考と体系概念—価値判断法学とトピック法学の架け橋—』において、「しばしば相反するトポイのうちのいずれのものが場合によっては他のトポイに優先するのか、という最も重要な疑問が起きる」（128-129 頁）点を明確に指摘している。）。

この問題を解決するため、本書では、法命題 7 によって、この点を解決しようとしている。

法命題 7：一般法的な信義則と特別法的な信義則のパラドックスは、「實際上、事案の解決に適するものであれば一般法的な信義則の適用の余地を残しておくべきである」というメタルールによって制御されることにより回避される。

(4) 現行法によって具体化された信義則の例外的メタルール

本書において、平田氏は、この点について、様々な具体例を挙げて、検討を行っている（先に述べた「信義則の民法条文への具体化について」参照）。もっとも、本書によって啓発を受けた審査委員の一人である民法研究者の立場からすると、平田氏が取り上げている CISG, UNIDROIT 国際商事契約原則, ヨーロッパ契約法原則（「契約当事者は、自由に契約を締結…することができる。ただし、信義誠実…の原則…に従わなければならない。」）だけでなく、以下のような、わが国の実例を挙げると、さらにわかりやすくなると思われる。それは、一般の先取特権と特別の先取特権における優先順位の原則と例外に関する明文規定である。

民法 329 条（一般の先取特権の順位）は、一般法と特別法の適用の優先順位について、以下のような原則規定とその例外規定を置いている。

第 329 条（一般の先取特権の順位）

①一般の先取特権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、第 306 条〔一般の先取特権〕各号に掲げる順序〔一 共益の費用、二 雇用関係、三 葬式の費用、四 日用品の供給〕に従う。

②一般の先取特権と特別の先取特権とが競合する場合には、特別の先取特権は、一般の先取特権に優先する。ただし、共益の費用の先取特権は、その利益を受けたすべての債権者に対して優先する効力を有する。

本来劣後するはずの一般の先取特権のうち、共益の費用の先取特権だけが、なぜ、すべての特別の先取特権に優先するののかは、民法の解釈学上の問題であって、ここで、詳しく論じることができないが、民法の明文の規定においても、「一般法が特別法に優先する」場合があることが規定されている点が重要である。

(5) 信義則の機能

信義則における「一般法が特別法を破る」という例外現象を明らかにすることを通じて、本書で、平田氏は、法命題 4、および、法命題 3 を通じて、信義則の機能を再確認している。

法命題 4：信義則は、特別法的であれ、一般法的であれ、その形を法的トポスの形で現わしつつ、しかも形なき精神として、法解釈が間違った方向に向かないための、実践的かつ主体的な法解釈の指針として機能する。

法命題 3：一般条項による解決こそが、大陸法において具体的妥当性と、論理の整合性を調和しうる最も特色ある解釈方法である。

C. 本論文の課題

本書は、信義則の基層にあるトポスについて、Struck 教授によって明確にされた 64 のトポイ・カタログを中心にして、その他のトポスを含めて、平田氏の独自の視点から構造化することを試みており、その功績は高く評価すべきである。

もともと、本論文にも問題点がないわけではない。本論文で示されている信義則の構造化は、特筆すべきものではあるが、体系化の観点からは、重複の調整に関して、一部に未完成部分が残されていること、また、各トポスの優先関係については、わが国の民法 329 条に見られるような、明確な順位関係、例えば、証拠に関するトポスは、他のトポスに優先して適用されるというような明確な優先順位を確立するには至っていないという課題が残されている（トポイ的思考に対する Canaris 教授の批判参照）。

本論文に対しては、このような残された課題を指摘することができるとしても、それらの課題については、課題の克服と問題解決の方向が十分に示唆されており、これらの課題が残されていることは、この論文の価値をすこしも低下させるものではない。この論文によって指摘されたことに触発されて、はじめて、トポイ・カタログで示されたトポスの適用に関する優先順位の研究など、信義則に関するさらなる発展が期待できることが示されたに過ぎないからである。

これらの点を考慮して、当審査委員会は、本論文は、第 1 に、平田勇人氏の長年にわたる信義則研究の集大成であり、その研究内容（信義則の基層となるトポスの論理分析、それに基づく信義則に関する透かし理論を含むメタルールの抽出、それを通じたトピク的思考と体系的思考との架橋）から、平田勇人氏は、専門研究者として相応しい研究成果を著した者と判断できること、第 2 に、法解釈学のレベルから見ても、また、今後の立法に貢献しうるレベルの高さから見ても、博士学位論文として十分なレベルに達しており、博士号を授与するに値するものと評価できるとの結論に達した。

以上